

**日進市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第17号)第5条に基づく
園則
(運営規定及び重要事項説明書)**

令和5年4月

社会福祉法人 ねむの木

キッズツリーハウス認定こども園本郷

1 事業の目的 ★

キッズツリーハウス認定こども園本郷（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への教育・保育、子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針 ★

- ・ 入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」といいます。)の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- ・ 社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。

3 当園の概要

法人種別	社会福祉法人 ねむの木
名称	キッズツリーハウス認定こども園本郷
施設の種類	幼保連携型認定こども園
所在地	愛知県日進市本郷町鴻土5-1
開設年月日	令和5年4月1日（予定）
認可又は認定年月日	令和5年4月1日（予定）
電話番号	0561-73-8250（予定）
園長氏名	小森 啓右
認可定員（年齢別）	1号認定・2号認定認可定員 満3歳 1 学級 26人 満4歳 1 学級 27人 満5歳 1 学級 28人 3号認定認可定員 0歳 15人 1歳 20人 2歳 22人
学期	1学期 4月 6日～ 7月 20日 2学期 9月 1日～ 12月 22日 3学期 1月 9日～ 3月 23日
実施する事業の種類	延長保育、一時預かり保育、子育て支援、休日保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。

第三者評価の概要	株式会社 中部評価センターにて実施（予定）
----------	-----------------------

※自己評価及び第三者評価の評価結果の詳細についてはホームページに掲載する予定です。

4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日 ★

開園日	開園時間	教育・保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 金曜日	7時30分～ 21時00分	教育標準時間 8時30分～ 13時00分	13時00分～ 18時30分	冬季休園 12月29日～ 1月4日
		保育標準時間 7時30分～ 18時30分	18時30分～ 21時00分	
		保育短時間 8時00分～ 16時00分	7時30分～ 8時00分 16時00分～ 19時00分	
土曜日	8時～18時	保育標準時間 8時～16時	16時～18時	
		保育短時間 8時～16時	16時～18時	
祝日	8時～18時	保育標準時間 8時～18時		
		保育短時間 8時～18時		
日曜日	8時～16時	保育標準時間 8時～16時		
		保育短時間 8時～16時		

※ 就労等により家庭での保育が困難な場合、延長保育・土曜日保育を実施します。買い物や兄弟の習い事の送迎などでの延長保育利用、仕事がお休みの場合の土曜日保育利用は原則できません。

※（延長保育（一時預かり保育）の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。）

5 入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項

- (1) 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じます。
 - 1 利用定員に空きがない場合
 - 2 利用定員を上回る利用の申込みがあった場合
 - 3 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- (2) 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定します。
 - 1 兄弟姉妹が在園している者は優先
 - 2 家族及び親族の場合は前号の次に優先
 - 3 その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考
- (3) 2号子ども・3号子どもについては、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じます。
- (4) 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結びます。
- (5) 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出てください。
- (6) 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとします。
 - 1 市町村が利用を取り消したとき
 - 2 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき
 - 3 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - 4 その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

6 職員体制

1. 園長 1人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 主幹保育教諭 1人

主幹保育教諭は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

3. 保育教諭 22人程度（利用定員により変更有）

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その過程及び計画に基づきすべてのこどもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を

行う。

4. 養護教諭 1人

養護教諭は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

5. 管理栄養士 2人

管理栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

6. 調理員 2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

7 提供する保育の内容 ★

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 発達の連続性の考慮した教育・保育の提供

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。

(2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供

満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

(3) その他

一時預かり事業

・非定型保育

対象：保護者の労働、職業訓練、就学等により、断続的に家庭での保育が困難となる、一歳から就学前までの児童で未就園児のみ（託児所、幼稚園、保育園などに通っていない児童）

保育日数：週3日程度で、月14日以内

・緊急保育

対象：保護者の傷病、事故、災害、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、社会的にやむ得ない理由により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる、満一歳から就学前までの児童

保育日数：月14日以内

・保育時間

月曜日～土曜日（年末年始・園行事がある場合は除く）

午前9時～午後4時まで（土曜日は保育料が異なります）

(5) 主な年間行事

行事は、およそ下記のように行っておりますが年度によっては多少異なります。

月	園行事	親が参加する行事	保健衛生
4	春の遠足 こどもの日会	春の遠足	
5	総合避難訓練		内科検診
6	虫歯予防イベント		歯科検診
7	七夕会 個人面談	個人面談	
9	祭り 十五夜会 お月見泥棒 交通安全教室	祭り（予定）	
10	運動会 ハロウィン	運動会（予定）	
11			内科検診
12	お餅つき大会 クリスマス会	お餅つき大会（予定）	
1	節分会		
2	生活発表会 ひなまつり会 個人面談	生活発表会（予定） 個人面談	
3	卒園イベント	卒園イベント（予定）	

※ 毎月行う園の行事 誕生日会、身体測定、避難訓練
その他、陶芸教室、保育参観を実施予定。

8 子育て支援相談事業

- (1) 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力をお願いしております。
- (2) 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施します。
 - 1 親子の集いの広場事業
 - 2 教育・保育相談事業
 - 3 施設型一時保育事業

9 給食等について

(1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を、管理栄養士2名と調理師2名とで行っています。

(2) 提供方法

自園調理

(3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、前月25日ごろに翌月の献立表をお配りします。

(4) アレルギー等への対応

使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、対応を検討いたします。現在、除去食は卵アレルギーのみの対応です。

(5) 衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ届出予定です。
水質には十分気を付け毎日チェックをしています。
調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

10 保育料

(1) 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園にお支払いいただきます。

(2) 前項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担をお願いしております。

◆別表（令和5年度 その他費用）参照

(3) 一時預かり保育（定員あり）

- ・前月15日までに申し込み、利用調整いたします。
- ・園の行事等でお預りできない時もあるので、事前にお問合せをお願いします。
- ・継続的な利用であっても、3ヶ月ごとに申請が必要です。
- ・平日（月14日以内）
9:00～16:00まで 一日3,000円（都度支払い）
- ・土曜日
9:00～16:00まで 一日4,000円（都度支払い）

11 支払方法(保育料やその他の費用)

キャッシュレス決済「エンペイ」を使用します。

※詳しくは入園時にご説明します。

12 利用の開始及び終了について

(1) 利用の開始

- 1号認定の子どもの入園選考後、随時
- 2号及び3号認定の子どもは利用調整の結果に応じるものとします。

(2) 利用の終了

- 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

13 緊急時の対応方法

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。

また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

内科	氏名	ファミリークリニック優	
	所在地	愛知県長久手市根嶽1403	TEL 0561-64-5505

14 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳システムを活用します。月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

緊急時や全園児共通の連絡は、一斉メール配信システムにてお知らせする場合があります。

15 賠償責任保険の加入

(1) 保険会社

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(2) 保険の種類

災害共済給付

(3) 保険金額

障害見舞金 4000万円～88万円

死亡見舞金 3000万

16 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	日進消防署	令和5年4月 届出予定		
	防火管理者	氏名 小森 秀子		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防災設備	非常警報設備・煙感知器・誘導灯・消火器			
避難場所	第1避難場所	北部福祉会館	第2避難場所	日進中学校

園独自の消防計画を作成し、非常時の役割分担を徹底し、毎月消防訓練を実施しております。年一回、日進消防署の指導のもと、避難訓練・通報訓練・消火訓練を実施しています。

17 防犯、事故防止のための措置

防犯に於いては、防犯カメラの設置と門の防犯システムにて、外部からの不審者の侵入を防ぎます。

事故防止の為に事故防止マニュアルを作成し、職員に周知徹底しています。

「ひやりはっと」を記録し検討会を行ない、事故防止に努めています。

18 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を副園長とし、職員に対し研修を実施します。

19 要望・苦情等に関する相談窓口

(1) 苦情解決責任者

キッズツリーハウス認定こども園本郷 園長 小森 啓右

(2) 苦情受付担当者

キッズツリーハウス認定こども園本郷 副園長 小森 秀子

(3) 第三者委員会

① 愛知市民法律事務所 弁護士 榊原 真実

② 愛知市民法律事務所 弁護士 西尾 茉莉恵

【連絡先】 愛知市民法律事務所

〒 451-0031

住所 名古屋市西区城西1-12-12
パークサイドビル2階

TEL 052-529-6155

FAX 052-524-6424

20 当園の利用に際し留意していただきたいこと

- (1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合
当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の午前9:00までに連絡システムからご連絡をお願いします。
- (2) お迎え時間や送迎者が変更になる場合
お迎えの時間や送迎者が変更になる場合は、18:00まではれんらくアプリから連絡、18:00以降は園へ電話連絡をお願いします。
- (3) 毎朝の体温等の確認
登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行い、連絡帳に記入してください。
- (4) 感染症について
登園の規定に従い、医師発行の「治癒証明証」か、保護者が記載する「病名等確認書」を提出してください。
- (5) 発熱している場合について
熱が37.5度以上ある場合は、お預かりが出来ません。
(お子さんの体調を十分確認してください)
- (6) 与薬について
医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要した場合に限り、保護者の承認を得た上で行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
- (7) その他
入園時に説明する内容を遵守し、楽しい園生活を送れるようにして下さい。

21 健康診断等について

- (1) 内科検診・歯科検診
内科検診は年2回、歯科検診は年1回、囑託医が検診をします。検診の結果については、健康カードにてお知らせします。
- (2) 身体測定
毎月 身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。
※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談ください。

22 嘱託医

(1) 内科

名称	ファミリークリニック優
所在地	480-1148 愛知県長久手市根嶽1403
医院長名	南谷 嘉彦
電話番号	0561-64-5505

(2) 歯科

名称	シン 歯科
所在地	480-1147 長久手市市ヶ洞19-1
医院長名	武藤 慎吾
電話番号	0561-76-2076

23 教育・保育給付認定・住所等の変更

(1) 教育・保育給付認定の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

ア 1号認定から2号認定に変更する場合

提出書類：「教育・保育給付認定変更申請書」（日進市指定様式）
「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：勤務証明書等)
「1号認定証」

提出先：当園（その後、当園から日進市に提出します。）

イ 2号認定から1号認定に変更する場合

提出書類：「教育・保育給付認定変更申請書」
「2号認定証」

提出先：当園（その後、当園から日進市に提出します。）

ウ 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、日進市より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。

提出書類：「3号認定証」
提出先：日進市または当園

エ 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合

提出書類：「教育・保育給付認定変更申請書」（日進市指定様式）
「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：勤務証明書等)
「支給認定証」

提出先：当園（その後、当園から日進市に提出します。）

(2) 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類：「変更届」（日進市指定様式）

提出先：当園（その後、当園から日進市に提出します。）

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付があります。（詳しくは、園にお尋ね下さい。）

上記変更書類は毎月10日までに、またはわかり次第提出をお願いいたします。提出日によっては変更が遅れてしまうこともありますので、ご了承ください。

以上

当園における教育・保育の提供の開始にあたり、園則（運営規定及び重要事項説明書）に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 ねむの木
キッズツリーハウス認定こども園本郷
園長 小森 啓右

代理人（職種 副園長） 小森 秀子

私は、園則（運営規定及び重要事項説明書）に基づいてキッズツリーハウス認定こども園本郷の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名（自署）

児童から見た続柄 _____

以下余白